



2024年4月4日

各 位

会社名 株式会社 平和堂
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 平松 正嗣
コード番号 8276 (東証 プライム)
問合せ先 執行役員総務部長兼CS推進部長 小椋 秀男
TEL 0749-23-3111 (代表)
URL <http://www.heiwado.jp/>

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年4月4日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、関連する議案(以下「本議案」といいます。)を2024年5月16日開催予定の第67回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は2016年5月19日開催の第59回定時株主総会決議において、年額2億5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいております。今般、本株主総会において、当該報酬枠の内枠で、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定する

ことにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬制度であり、付与される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です（ただし、株式交付前に対象取締役が当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合は、付与される当社の普通株式に譲渡制限を付しません。）。なお、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとします。

本制度は、業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か並びに交付する株式数は、確定しておりません。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間2万5千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）、本制度に基づく報酬の総額は、上記1（2）の報酬枠の内枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額5千万円以内といたします。

（1）本制度における株式の付与方法

本制度に基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で取締役会が決定した額といたします。）

(2) 当社株式の付与の要件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社株式の付与を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役については当該就任後）かつ当社株式の付与前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、対象取締役に対する当社株式の付与は行いません。

(3) 譲渡制限等の内容

本制度による当社株式の交付に当たっては、当社と各対象取締役との間で、概要、以下の事項を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします（ただし、株式交付前に対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合は、本割当契約の締結は行いません。）。

- ア 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- イ 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ウ 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- エ 上記アの定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上